平成２１年（フ）第１５６６号
仙台市青葉区中江２丁目14番３―441号
債務者　村上　竜哉
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第５６９号
群馬県前橋市三河町２丁目４番１―204号
ライオンズマンション前橋
債務者　野原　由江
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５７２号
群馬県渋川市赤城町溝呂木752番地
債務者　木暮　俊幸
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６００号
群馬県伊勢崎市昭和町1748番地１
債務者　清田リカルド（ＫＩＹＯＴＡ　ＲＩＣＡＲＤＯ　ＳＨＩＧＵＥＮＯＢＵ）
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６４３号
群馬県伊勢崎市境伊与久1676番地８　メゾン伊与久２
債務者　関　　茂（ＳＥＫＩ　ＬＵＩＺ　ＳＨＩＧＵＥＲＵ）
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６４４号
群馬県伊勢崎市境伊与久1676番地８　メゾン伊与久２
債務者　関クレオニッセ（ＳＥＫＩ　ＣＬＥＯＮＩＣＥ　ＭＡＲＴＩＮＯＴＴＩ）
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６４８号
群馬県前橋市龍蔵寺町291番地１
債務者　阿佐美武志
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６５３号
群馬県前橋市幸塚町74番地６
債務者　石川　祐子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６５４号
群馬県前橋市六供町323番地３
債務者　伊藤　　博
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第６６２号
群馬県前橋市駒形町593番地23
債務者　齋藤　瑞枝
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６６３号
群馬県伊勢崎市長沼町1891番地18
債務者　デ　シルバ　ゼナイダ　レイエス（ＤＥ　ＳＩＬＶＡ　ＺＥＮＡＩＤＡ　ＲＥＹＥＳ）
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６６８号
群馬県吾妻郡東吾妻町大字川戸593番地１
関口アパート
債務者　丸山　光秀
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４３３号
群馬県高崎市中泉町628番地１　アゼミマンション201号
債務者　本間真由美
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４３６号
群馬県高崎市福島町760番地４　エルコート１―Ｃ号
債務者　久保田秀雄
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４４４号
群馬県安中市原市１丁目７番15号　市営原市団地15―10棟407号
債務者　佐藤　　忍
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４４５号
群馬県安中市原市１丁目７番15号　市営原市団地15―10棟407号
債務者　佐藤　和泉
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４４４号
埼玉県児玉郡上里町七本木2532番地４、住民票上の住所埼玉県児玉郡神川町大字原新田56番地４
債務者　吉野　清美
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部